

千葉県報

号外
令和6年11月29日

主要目次

条例

○ 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 一

条

例

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十一月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第三十九号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年千葉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百二十」を「百分の百七十」に改め、「百分の二十を乗じて得た額」の下に「（知事、副知事、教育長、常勤の監査委員及び法第三条第三項第四号の特別職である知事の秘書にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額）」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年十二月一日から施行する。
（期末手当の額の特例）

2 改正前の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により令和六年六月の期末手当の支給を受けた知事、副知事、教育長、常勤の監査委員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第四号の特別職である知事の秘書の同年十二月の期末手当の額は、改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第三条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により同月にこれらの者に支給されることとなる期末手当の額から改正前の条例の規定により同年六月にこれらの者に支給された期末手当の額と同項の規定を適用した場合において同月の期末手当としてこれらの者に支給されることとなる額との差額を控除して得た額とする。

購読料
本号
一部

六円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号
千 葉 県
〇四三（二二三）二六五八